

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長及び長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年3月3日

長野市監査委員	増山幸一
同	高波謙二
同	小林義直
同	小林紀美子

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成18年度 包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況	平成22年度の措置状況	担当課	
<p>Ⅲ. 固定資産税に関する監査の結果と意見 3. 土地に関する固定資産税課税事務 (報告書33ページ)</p>	<p>地方税法第348条第2項各号に、固定資産が供されている用途の特質にかんがみ非課税とされるものが規定されている。 たとえば、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、病院等の本来の用に供される固定資産である。これを用途非課税又は物的非課税という。この固定資産がその目的以外に転用された場合は課税となるため、用途非課税物件に対し、市は定期的な現状調査、具体的には費用対効果を考慮した上でサンプリング又はローテーションによる調査をすることを検討すべきである。</p>	<p>土地の用途非課税物件に該当するものについては、データの抽出を行った。今後、「住宅地図の利用」「航空写真の利用」による絞込みを行ったうえで順次、現地調査を実施する。</p>	<p>検討の結果、固定資産税システムのデータから、サンプリングを行い、「住宅地図」「航空写真」を利用した絞込みを経て、現地調査を実施した。その結果、現況に変更があるものについては、課税処理を行った。</p>	<p>資産税課</p>
<p>5. 償却資産に対する課税事務 (報告書45ページ)</p>	<p>(ア) 現状の調査は一巡するのに10年間位を要しているが税の時効(5年)を考えて、5年間で市内を一巡する方法に改善するべきである。</p>	<p>調査対象を抽出し、効果的な実地調査を行う。</p>	<p>調査対象の抽出方法を変更して5年で一巡するように決定した。</p>	<p>資産税課</p>
<p>5. 償却資産に対する課税事務 (報告書45ページ)</p>	<p>(イ) 合併町村分の調査で申告漏れを発見した場合、現在合併時点以後の分についての修正を求めているが、旧町村時代分も含めて原則どおり遡及課税をするべきである。</p>	<p>過去のデータが未整備のため、遡及課税が困難となっているが、納税者の協力を得て実施する。</p>	<p>旧合併町村には過去の申告資産データがなく、ホストシステムにデータを取り込むことができなかった。そこで申告書類により課税資産の確認を試みたが、課税年度における資産判別が難しく正確な課税を確保することが困難なところ、平成19年税制改正による理論帳簿価格の廃止、平成20年の耐用年数省令の変更によるシステムの改修を優先せざるを得ず、また平成21年は新合併町村課税マスタ照合確認、平成22年は新合併町村の実地調査により、システムの改修、旧合併町村の申告資産データの整備が未実施となり遡及困難となった。</p>	<p>資産税課</p>